

(法定脱退)

### 第19条 第1項～ 第3項

1. 組合員は、次の事由によって脱退する。
  - (1) 組合員たる資格の喪失
  - (2) 死亡又は解散
  - (3) 除名
  - (4) 第一百七条及び第一百八条の規定による公正取引委員会の確定した排除措置命令
  - (5) 持分の全部の喪失(信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の組合員に限る。)
2. 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によってすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。
  - (1) 長期間にわたって組合の事業を利用しない組合員
  - (2) 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠った組合員又は第九条の十一第六項の規定に違反した特定組合員
  - (3) その他定款で定める事由に該当する組合員
3. 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。